

# 「令和 8 年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」

## 旅行事業者向け募集要項

令和 8 年 6 月 1 0 日

公益社団法人 福岡県観光連盟

### 1 目的

福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する県外発の受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品のバスツアーを造成・催行する旅行会社に対し、予算の範囲内において貸切バス代金の一部を補助することにより、県内での積極的な温泉地への宿泊・滞在を促し、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする「令和 7 年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」を実施する。実施に際して、本事業におけるバスツアーを造成・催行を行う旅行事業者を次のとおり募集するもの。

### 2 旅行商品の概要

#### (1) 名称

「令和 8 年度福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業補助金」（以下「旅行商品造成支援事業」）

#### (2) 補助対象期間

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）～令和 9 年 2 月 1 1 日（木）出発分

※令和 9 年 2 月 1 2 日（金）までに全行程が終了するものを対象とする。

※令和 8 年 6 月 1 0 日（水）以降の予約分を対象とする。

※予算上限に達し次第、終了となる。

#### (3) 補助対象旅行商品（1～7 全てを満たすものとする。）

1. 福岡県外を発地とすること。

2. 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条の規定に基づく許可を受けた貸切バス（一個の契約により道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 3 条の 2 で定める乗車定員 1 1 名以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般貸切旅客自動車運送事業）を利用した旅行商品であること。

3. 福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品であること。なお、温泉施設とは以下の両方の許可を受けた施設とする。

・旅館業法第 3 条第 1 項に基づく営業許可を有する宿泊施設

・温泉法に基づく浴用利用許可を受けた温泉施設（※ 1）

※ 1 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onsenriyou.html> に掲載されている、許可種別が「浴用」と記載のある施設。事務局が示す温泉施設を基本として、該当について疑義がある場合は個別に事務局へ問合せること。

4. ツアーの行程に上記 2 で記載した貸切バスでの移動を 2 日間以上含むこと。

5. 参加者が20名以上の旅行であること。
6. 福岡県が別に定める観光施設又は観光素材(宿泊する事業者の施設を除く)等を1か所以上訪問する行程であること。車窓見学のみ、休憩のみは行程に含めない。
7. 宗教活動、政治活動を目的とした旅行でないこと。

#### (4) 補助金額

補助対象旅行商品の補助金額はバス1台当たり10万円

※複数泊についても同額とする。

※予算範囲内での執行とする。

※申請した時点で予算上限に達していた場合は受付しない。

#### (5) 補助対象事業者

旅行業法第3条(昭和27年法律第239号)に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者

### 3 取扱旅行事業者募集

#### (1) 登録条件

対象となる旅行商品を販売する旅行事業者のうち、以下の全てに該当する事業者であること。登録後に条件を満たさないことが発覚した場合、直ちに登録を取り消すこととする。

- ① 旅行業法第3条(昭和27年法律第239号)に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者とする。
- ② 「福岡県暴力団排除条例」(平成21年福岡県条例第59条)を遵守できる事業者であること。
- ③ その他、公序良俗に反しないこと。
- ④ 過去に福岡県が行った旅行助成事業において、ルールどおり適切に運営されていること。
- ⑤ 以下(2)に示す留意事項(ルール)を遵守できる事業者であること。

#### (2) 留意事項(ルール)

- ① 補助額は最大10万円であり、10万円を超過して販売した場合、超過分は補助しない。
- ② 取扱旅行事業者登録申請は事務局指定のシステムを使用して行うこと。
- ③ 補助対象旅行商品の精算業務が適切に実施できること。
- ④ 事務局との申請手続き・精算に係る帳票類等を適切に管理できること。  
(例：福岡県内宿泊施設利用証明書原本等・5年間保存)
- ⑤ 補助金請求時に、旅行が催行されたことがわかる証拠書類を提出すること。  
(例：貸切バス運送引受書等)
- ⑥ 補助金の審査にあたり、事務局側が求める追加書類(契約書、領収証等)の提出に応じること。  
また、旅行商品造成支援事業の運用・申請内容等に疑義が生じた場合等、福岡県観光連盟または事務局が求める調査・確認に応じること。
- ⑦ 補助対象旅行商品の販売業者が、取引先等の関係者に優先販売しないこと。

#### 4 取扱旅行事業者登録申請方法

補助対象旅行商品の取扱いを希望する旅行事業者は、以下の書類をシステム（AMARYS）にて提出し、登録申請を行うこと。

AMARYS システム URL : <https://amarys-jtb.jp/fuk-onsen/>

##### (提出書類)

- ① 当該事業者を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類（旅行業登録票等）（システムへアップロードして提出）
- ② 取扱旅行事業者同意確認書(AMARYS システム内で同意)
- ③ 振込通帳（表紙・開いた1ページ目・2ページ目をシステムへアップロードして提出）

##### (申請期間)

令和8年6月10日（水）～令和9年2月11日（木）まで

#### 5 補助対象旅行商品の補助金申請手続き・精算

- (1) 申請手続き・精算方法 : マニュアルで通知
- (2) 精算期限 : 精算スケジュールはマニュアルで通知
- (3) 支払 : 月2回の頻度で事業者が指定する金融機関への口座振込とする。

なお、振込に係る費用は本事業において負担する。

※補助対象旅行商品の催行後すみやかに、精算手続きを行うこと。

※最終期限に間に合わない場合、支払いには原則応じない。

※申請手続き・精算に関する手続き等の詳細については、登録事業者向けマニュアルにて公開する。

##### <取扱旅行事業者登録に関するお問い合わせ先>

「福岡県温泉地宿泊旅行商品造成支援事業」事務局

T E L : 050-1740-3278

メール : [fukuoka\\_onsenchi\\_shien@jbx.jtb.jp](mailto:fukuoka_onsenchi_shien@jbx.jtb.jp)

営業時間 : 10:00~17:00（土日祝、年末年始12/29~1/3を除く）

AMARYS システム URL : <https://amarys-jtb.jp/fuk-onsen/>